

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

◆告 示 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十五年一月十一日 鳥取県指令受河第二百八十二号及び鳥取県

指令受港第六十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十一年四月十二日

四 埋立区域

(一) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三二―一五から同町字中瀬ノ三 八

一〇―二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―三及び一三九〇―二六六地先公有水

面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四に接する国有海浜地地先公有

水面

(二) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地

点と⑩-1の地点を直線で結んだ線、

⑩-1の地点から

⑩-10の地点まで

を順次に直線で結んだ線、

(10-10)

の地点と(20)の地点を直線で結んだ線、

(20)の地点から(22)の地点までを順次に直線で結んだ線並びに(22)の地点から、(23)、(24)及び(25)の地点を経て(1)の地点に至る昭和五十四年三月

五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線により囲まれた区域

(11-1)

の地点と(11)の地点を直線で結んだ線、(11)の地点から(15)の

地点までを順次に直線で結んだ線、(15)の地点と(16)の地点とを結ぶ高水位(D・L十一・八五メートル)における公有水面と陸地との

境界線、(16)の地点から(18)の地点までを順次に直線で結んだ線、(18)の

地点と(18-1)の地点を直線で結んだ線、(18-1)の地点から(18-7)の地点ま

(18-7)

の地点と(11-1)の地点を直線で結

んだ線により囲まれた区域

(1)の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一

分一二秒。以下「A地点」という。)から一一七度二

八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

(2)の地点 (1)の地点から八八度〇一分四九秒五二・二〇メートル

の地点

(3)の地点 (2)の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

ルの地点

(4)の地点 (3)の地点から二六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

ルの地点

(5)の地点 (4)の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル

ルの地点

(6)の地点 (5)の地点から九八度四九分二一秒五四・八九メートル

の地点

(7)の地点 (6)の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル

ルの地点

(8)の地点 (7)の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートル

ルの地点

(9)の地点 (8)の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メー

トルの地点

(10)の地点 (9)の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メートル

ルの地点

(10-1)の地点 (10)の地点から一五二度二一分二四秒八五・五九メートル

ルの地点

(10-2)の地点 (10-1)の地点から二四七度三六分三六秒七・四二メートル

の地点

(10-3)の地点 (10-2)の地点から三三二度〇七分〇五秒一・六四メートル

の地点

(10-4)の地点 (10-3)の地点から二四二度〇七分〇五秒一六・四六メートル

ルの地点

(10-5)の地点 (10-4)の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートル

ルの地点

(10-6)の地点 (10-5)の地点から二四三度四四分〇四秒三四・〇〇メートル

の地点

ルの地点

(10-7)の地点  
(10-6)の地点から三三三度四分〇秒一・六四メートル

の地点

(10-8)の地点  
(10-7)の地点から二四三度四分〇秒三六・四〇メートル

ルの地点

(10-9)の地点  
(10-8)の地点から三三三度三七分一〇秒八・七九メートル

の地点

(10-10)の地点  
(10-9)の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートル

地点

(10-10)の地点  
(10-9)の地点から三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートル

トルの地点

(21)の地点  
(20)の地点から二四三度三七分一〇秒三・四〇メートル

の地点

(22)の地点  
(21)の地点から三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートル

ルの地点

(23)の地点  
(22)の地点から六三度三七分一〇秒三・〇〇メートル

地点

(24)の地点  
(23)の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートル

ルの地点

(25)の地点  
(24)の地点から九四度四分五一秒五〇・〇〇メートル

の地点

(11-1)の地点  
A地点から二二九度〇七分二〇秒一、六二四・九一メートルの地点

の地点

(11)の地点  
(11-1)の地点から一五二度二分二四秒一三・七三メートル

ルの地点

(12)の地点  
(11)の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートル

トルの地点

(13)の地点  
(12)の地点から一五〇度四分〇秒六秒一〇四・二三メートル

トルの地点

(14)の地点  
(13)の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートル

トルの地点

(15)の地点  
(14)の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートル

ルの地点

(16)の地点  
(15)の地点から三〇四度三五分二一秒三七二・八五メートル

トルの地点

(17)の地点  
(16)の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートル

の地点

(18)の地点  
(17)の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートル

ルの地点

(18-1)の地点  
(18)の地点から三三三度三七分一〇秒四・四〇メートル

の地点

(18-2)の地点  
(18-1)の地点から六三度四分〇秒三六・三八メートル

の地点

(18-3) の地点  
(18-2) の地点から三三三度四分〇四秒一・六四メートル

の地点

(18-4) の地点  
(18-3) の地点から六三度四分〇四秒三四・〇〇メートル

の地点

(18-5) の地点  
(18-4) の地点から一五三度四分〇四秒一・六四メートル

の地点

(18-6) の地点  
(18-5) の地点から六二度〇七分〇五秒一六・七二メートル

の地点

(18-7) の地点  
(18-6) の地点から三三二度〇七分〇五秒一・六四メートル

の地点

イ B地区

次の②⑥の地点から②⑨の地点までを順次に直線で結んだ線、②⑨の地点と③⑩の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線及び③⑩の地点と②⑥の地点を直線を結んだ線により囲まれた区域。ただし、③⑩の地点から②④の地点までを順次に直線で結んだ線及び②④の地点と③⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

②⑨の地点 A地点から一二六度二二分〇〇秒一・〇六九・五〇メートルの地点

トルの地点

②⑦の地点 ②⑥の地点から二六九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点

トルの地点

②⑨の地点 ②⑦の地点から三〇四度三五分四五秒二三六・八四メートルの地点

②⑨の地点 ②⑧の地点から八九度三二分一〇秒三二三・六三メートルの地点

③⑩の地点 ②⑨の地点から一七九度二九分三〇秒一一・二二メートルの地点

③①の地点 ②⑥の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点  
トルの地点

③②の地点 ③①の地点から一八九度〇七分〇二秒七三・六九メートルの地点  
トルの地点

③③の地点 ③②の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点  
トルの地点

③④の地点 ③③の地点から一二二度二四分〇二秒五五・八八メートルの地点  
の地点

ウ C地区

次の③⑤の地点から③⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、③⑧の地点から③⑨の地点を経て④⑩の地点に至る一九七八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、④⑩の地点から③④の地点までを順次に直線で結んだ線及び④⑨の地点と③⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

③⑤の地点 A地点から一一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メートルの地点

ルの地点

③⑥の地点 ③⑤の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートルの地点

ルの地点

③7の地点 ③6の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メー  
トルの地点

③8の地点 ③7の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メー  
トルの地点

③9の地点 ③5の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メー  
トルの地点

④0の地点 ③5の地点から二四四度四五分〇〇秒二五三・二三メー  
トルの地点

④1の地点 ④0の地点から三五七度一分二六秒一二四・八〇メー  
トルの地点

④2の地点 ④1の地点から八七度一分一六秒七・〇〇メートルの  
地点

(三) 面積

A地区 六八、二四二・〇九平方メートル

B地区 二四、三九五・四〇平方メートル

C地区 一〇〇、三〇五・九七平方メートル

合 計 一九二、九四三・四六平方メートル

五 関係図書の見場所

鳥取市役所